

平成 26 年 3 月
大阪税関業務部

関 係 各 位

通関関係書類の電磁的記録による提出に係る運用について

通関関係書類の電磁的記録による提出に伴う手続きについては、「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）」、「システム導入官署における輸出通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵閥第 243 号）」、「システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵閥第 249 号）」その他関係する規定により取り扱っていますが、通達等に規定されていない箇所について原則的な業務処理の運用を以下に示しました。平成 26 年 3 月 16 日以降はこの運用によりますので、ご協力をお願いします。

なお、本周知文の発出により、平成 25 年 10 月付「通関関係書類の電磁的記録による提出に係る運用について」は廃止します。

1. 申告添付登録（MSX）の連絡

下記①から⑤に掲げる業務について、「申告添付登録（MSX）」業務実施後に申告先部門に連絡をお願いします。

なお、輸出許可内容変更申請については、後記 7. 輸出許可後の申告内容の変更の取扱いを参照してください。

- ① 「機用品蔵入承認申請（CTC）」業務
- ② 「石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）」業務
- ③ 「本船・ふ中扱い承認申請（HFC）」業務
- ④ 「別送品輸出申告（UEC）」業務
- ⑤ 「各種許可内容変更申請（EAC、MAF、UAC、EAM01）」業務

2. 通関関係書類の追加、削除又は訂正の事前連絡

電磁的記録により提出した通関関係書類に誤りや不足があり、追加等が必要な場合には、予め申告先部門に対し電話等により申し出た上で、「申告添付訂正（MSY01）」業務を行ってください。

また、「申告添付訂正（MSY01）」業務を利用した結果、合計容量が 3MB を超えることとなった場合は、予め申告先部門に連絡を行い、PDF ファイル等により提出した関係書類を「A：窓口提出」に切り替えた上で、改めて全ての関係書類を書面により提出してください。

い。

3. 内取り通関時における通関関係書類の処理

船積み等の関係により貨物が分割輸入されることとなった場合において、一のインボイスが、二以上の申告に分かれる場合は、それぞれの通関分が明確に判別できる処理を行った後、輸入申告の際に「申告添付登録（MSX）」業務により提出してください。この場合、事後に書面によるインボイス等の提示は必要ありませんが、内取り通関の税關確認印も押印されませんので、内取り通関の履歴を申告番号、申告年月日等により確認できるようにしてください。内取り通関の税關確認印の押印を希望される場合には、書面によりインボイス等の提示をお願いします。

なお、申告後に貨物の仕分けが必要となった場合において、申告が二以上に分割となる場合は、通関関係書類をそれぞれの通関分が明確に判別できる処理を行い、「申告添付登録（MSX）」又は「申告添付訂正（MSY01）」業務を行ってください。

4. 手作業移行時の取扱い

通関関係書類を電磁的記録により提出した申告について、手作業移行となった場合には、輸入（納税）申告書又は輸出申告書を申告先部門に提出して頂き、すべての通関関係書類を書面にて提出してください。

5. 申告撤回の取扱い

通関関係書類を電磁的記録により提出した申告について、申告撤回が認められた場合には、輸出申告撤回申出書（C-5240）又は輸入申告撤回願書等を申告先部門に提出して頂き、すべての通関関係書類を書面にて提出してください。

6. 原本性の確認が必要な書類及び裏落としが必要な書類の取扱い

（1） 原本性の確認を許可前に行う必要がある場合

通関関係書類を電磁的記録により提出した申告のうち、許可前に原本性の確認が必要とされる通関関係書類を含む申告（下記①及び②）については、当該原本性の確認が必要な書類のみを書面で提出又は提示してください。

なお、当該原本性の確認が必要な書類には申告控を添付する等、申告が特定できる措置を講じてください（以下（2）及び（3）についても同じ）。

また、下記②においては、担当部門より原本性の確認を許可前に行う必要がある旨の通知を行います。

①法令所管省庁から原本により他法令確認を行ったうえで許可することを要請された

場合

②記載内容等に疑義があり書面による確認が必要であると審査担当職員が判断した場合

(2) 区分2、区分3となった申告で原本性の確認を許可後に行うことができる場合

通関関係書類を電磁的記録により提出した申告のうち、原本性の確認が必要な書類を含む申告で、電磁的記録により提出した通関関係書類のみをもって許可を行うことができるは、上記6(1)を除く場合です。

原本性の確認が必要な通関関係書類は、輸出入許可の日から3日以内（行政機関の休日に当たる場合は翌開庁日）に申告官署通關担当部門に提出又は提示してください。

(3) 区分G1となった申告の場合

原本性の確認が必要な通関関係書類は、輸出入許可の日から3日以内（行政機関の休日に当たる場合は翌開庁日）に申告官署担当部門に提出又は提示してください。

なお、申告官署以外の官署へ提出又は提示する場合は、次のとおりです。

①原本性の確認が必要な書類を提出する場合（例：原産地証明書 等）

窓口に設置した送達票に必要事項を記載し提出してください。

②原本性の確認が必要な書類であって、裏落し処理の後に返却をする場合（例：I/L、開割、原産地証明書の内取り等）

提出又は提示された官署にて、原本性の確認、裏落し処理を行い、返却します。

※区分1とされた輸出入申告等のうち、通関関係書類の提出が必要な場合であって、原本性の確認が必要な書類を含まないものについては「1Y」が表示されます。

(4) 特殊関税等に係る原産地証明書及び当事者分析に係る分析成績書の取扱い

①報復関税等の対象外であることを証明するために税関に提出する原産地証明書

原本性の確認が必要な書類としては取り扱いません。ただし、審査段階で、PDF等により提出した写しにより確認ができないと判断された場合は、原産地の確認のため原本（書面）を提出してください。

なお、原産地証明書識別コードの入力により、原産地証明書が「要提出」となる申告については、これまでと同様に原本（書面）を許可後3日以内に提出する必要があるので留意してください。

②北朝鮮近隣国・地域からの特定貨物の輸入申告の際に提出する原産地証明書

原本性の確認が必要な書類に該当します。

③関税法基本通達67-3-20(1)及び(5)により提出が求められている当事者分析に

かかる分析成績書

原本性の確認が必要な書類に該当しません。

※原本性の確認が必要な書類を含む申告については、申告控及び照会画面上で審査区分1から3の前に「G」、「B」、「C」、「X（輸出に限る。）」が表示されます。

※根拠法令等の種類による、原本提出の要否については、税関ホームページに掲載「通関関係書類の電磁的記録による提出に係るQ&A」No.50の別紙【「輸出入の許可の日から3日以内に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」及び「輸出入の審査の際に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」の取扱いについて】を参照ください。

7. 輸出許可後の申告内容の変更の取扱い

システムでの輸出等許可内容の変更・訂正は、船積前・搭載前に限り、行うことが可能です。（電算関係税関業務⇒税関手続関連⇒海上編又は航空編⇒通関手続関係⇒輸出通関関係手続⇒「輸出許可内容変更申請手続」参照）。

その上で、船積前、搭載前において、輸出等許可内容の変更・訂正をシステムで行う場合は、予め申告先部門に申し出た上で、「輸出許可内容変更申請（EAC）」業務を行ってください。

「輸出許可内容変更申請（EAC）」業務により審査（区分2）扱いとなった申請について、当初の輸出申告等において「申告添付登録（MSX）」業務を利用して許可を受けた場合は、「申告添付訂正（MSY01）」業務により、既に「申告添付登録（MSX）」業務を利用して電子的に提出したインボイス、B/L等の添付ファイルを訂正（追加・差替え）することも可能です。また、当初の輸出申告等において区分1（提出省略）扱いとなった場合においては、書面（紙）と電磁的記録による提出の併用にはあたらないものとし、「申告添付登録（MSX）」業務を利用し、電磁的記録による通関関係書類を提出することができます。

ただし、添付ファイルの合計容量が3MBを超えることとなった場合は、予め申告先部門に申し出た上で、「A：窓口提出」に切り替えることなく、輸出許可内容変更申請控及び輸出許可内容変更に係る書類のみを書面により提出してください。この場合、既に「申告添付登録（MSX）」業務を利用して提出したインボイス、B/L等の添付ファイルを書面により提出する必要はありません。

なお、輸出等許可時点で通関関係書類を書面で提出していた場合は、輸出許可後の申告内容の変更において、通関関係書類の電磁的記録による提出は認められないため、引き続き書面により提出してください。

【問合せ先】大阪税関業務部

- 通関総括第1部門（輸入貨物）
電話 06-6576-3313
- 通関総括第2部門（輸出貨物）
電話 06-6576-3208
- 通関総括第3部門（減免税及び他法令関係）
電話 06-6576-3316